八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮職員衛生管理規程

一 平成7年 3月31日規 程 第 1 号

改正 平成21年 8月25日規程第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下 「法」という。)に基づき、職員の健康を確保するとともに、快適な職 場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(所属長の責務)

第2条 所属長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の健康を確保 するよう努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、所属長及び衛生管理者等が法令及びこの規程に基づい て講ずる健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に、誠 実に従わなければならない。

(衛生管理者)

- 第4条 組合長は、法第12条第1項の規定に基づき衛生管理者を1人 選任する。
- 2 衛生管理者は、法第10条第1項に定める業務のうち衛生に係る業 務を行う。

(産業医)

- 第5条 組合長は、法第13条の規定に基づき産業医を選任する。
- 2 産業医は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項に 定める業務を行う。

(衛生委員会の設置)

第6条 組合長は、法第18条第1項の規定に基づき、八幡浜地区施設 事務組合特別養護老人ホーム青石寮衛生委員会(以下「委員会」とい う。) を置く。

(委員会の組織)

- 第7条 委員会は、7人の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 施設長
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 衛生に関し経験を有する職員の中から組合長が指名した者
- 3 組合長は、前項に規定する職員のほか、産業医を委員として指名することができる。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(委員会の業務)

第8条 委員会は、法第18条第1項に定める事項について調査審議し、 組合長に意見を述べるものとする。

(委員会の委員長)

- 第9条 委員会に委員長を置き、第7条第2項第1号に定める者である 委員をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理する。

(委員会の会議)

第10条 組合長は、規則第23条の規定により、委員会を開催しなければならない。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、庶務係において処理する。

(委員会の運営)

第12条 第6条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、職員の衛生管理について必要な事項は、組合長が別に定める。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。 附 則 (平成21年規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。